

○射水市にぎわい創出集客イベント開催支援事業補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第98号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、射水市にぎわい創出集客イベント開催支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項で規定する中小企業者をいう。
- (2) 補助事業 市内に主たる事業所を有する中小企業者が2社以上で連携し、新規に市内で開催するイベントをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、にぎわい創出を図るため、補助事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、2社以上で連携した中小企業者を代表する中小企業者又は団体とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費で、別表に掲げるものとする。ただし、中小企業者が国、地方公共団体その他の団体から補助金等を受ける場合は、当該補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費を2で除して得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、100,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項で規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第5条第3項で規定する補助金等交付決定通知書により速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付を決定することができる。

(補助金の交付請求)

第9条 前条の規定による決定を受けた者(次条において「補助対象者」という。)は、補助金等の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項で規定する補助金等交付請求書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 補助金等交付決定通知書の写し

(2) 請求書及びその明細書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業完了後30日以内に、規則第12条で規定する補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業完了報告書

(2) 収支精算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業完了後、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の申告により、当該補助金に対する消費税等の仕入控除税額が確定した場合には、市長へ報告しなければならない。ただし、消費税等を補助対象経費に含めない場合はこの限りではない。

3 前項の報告がなされた場合、当該仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還命令)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月31日告示第152号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象経費
事業の実施に必要な次に掲げる経費(ただし、備品購入費を除く。)
(1) イベントの周知に要する経費
(2) イベントの運営に要する経費
(3) その他、市長が必要と認める経費